

東海市規則第 33 号

東海市犯罪被害者等支援金支給規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東海市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年東海市条例第 18 号）第 8 条の規定に基づく犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は特定精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は特定精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が 1 月以上であり、かつ、当該負傷又は疾病の療養のために当該期間内に 3 日以上病院に入院することを要するものをいう。
- (5) 特定精神疾患 精神疾患が治り、又はその症状が固定する前における当該精神疾患に係る精神の被害であって、当該精神疾患の療養の期間が 3 月以上であり、かつ、その症状の程度が当該期間内に 3 日以上労務に服することができない程度であるものをいう。

(支援金の種類)

第 3 条 支援金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺族支援金
 - (2) 重傷病支援金
 - (3) 精神療養支援金
- (支給対象者)

第4条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者(当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。以下「犯罪死亡者」という。)の第1順位遺族(次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。)
- (2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った者であって次のいずれにも該当するもの
 - ア 当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でない者
- (3) 精神療養支援金 市長の定める犯罪行為により特定精神疾患を負った者であって次のいずれにも該当するもの
 - ア 当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者
 - イ 暴力団員等でない者

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、犯罪死亡者の死亡の時ににおいて次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合には、その子は、その母

が犯罪死亡者の死亡の当時犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたときにあつては前項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなして、同項の規定を適用する。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、これらの号に掲げる順序とする。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にするほか、同順位の遺族となる者が2人以上あるときのこれらの者の順位の先後は、市長の定めるところによる。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 犯罪死亡者の死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有しない者

(2) 暴力団員等である者

(3) 犯罪死亡者を故意に死亡させた者

(4) 犯罪死亡者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(5) 遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となる者を故意に死亡させた者

(支援金の額)

第6条 支援金は、予算の範囲内で支給し、その額は、次の各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族支援金 犯罪死亡者1人につき30万円。ただし、犯罪死亡者に対してその死亡の原因となった犯罪行為に係る重傷病支援金又は精神療養支援金が支給されているときは、当該犯罪死亡者に係る額については、30万円からこれらの支援金の額を控除した額とする。

(2) 重傷病支援金 10万円

(3) 精神療養支援金 2万5,000円

(支援金の支給申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者

等支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請書には、次条第1項後段の規定による確認の求めが行われることについての同意をする旨を記載するものとする。

(1) 遺族支援金 次に掲げる書類

ア 死亡診断書、死体検案書その他犯罪死亡者の死亡の事実及び年月日を証する書類

イ 戸籍謄本、住民票の写しその他申請者が第1順位遺族であることを証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金及び精神療養支援金 次に掲げる書類

ア 申請者が重傷病又は特定精神疾患を負ったことを証する医師の診断書

イ 住民票の写しその他申請者がその重傷病又は特定精神疾患の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者であったことを証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、犯罪被害の発生を知った日の翌日から起算して1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日の翌日から起算して7年を経過したときは、提出することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（支援金の支給決定）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査するものとする。この場合において、市長は、申請書に係る犯罪行為の事実について審査するときは、前条第1項後段の規定による同意に基づき、その審査に必要な限度で、警察署その他の関係機関に対し、これについての確認を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に係る内容が適当と認めるときは、支援金の支給を決定し、犯罪被害者等支援金支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

（支援金の支払）

第9条 市長は、支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

（支援金の支給制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認める

ときは、支援金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があった場合
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき犯罪被害者にその責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 前2号のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情に照らして、支援金を支給することが適当でない場合
（支給決定の取消し及び支援金の返還）

第11条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 暴力団員等であることが判明したとき。
- (3) 前条の規定による支援金の支給制限の要件に該当することが判明したとき。
（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る犯罪被害について適用する。